

つくば市立秀峰筑波義務教育学校の部活動に係る活動方針

1 基本的な考え

○部活動は、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動である。しかし、生徒の希望する部活動がないこと、指導者不足、勝利至上主義への傾倒による生徒の心身の疲労等の課題や顧問教員による献身的な勤務へ依存するため、教員の休養が確保できていない状況にある。これらの状況を改善すべく、部活動の在り方を見直し、本方針を策定した。

○全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切かつ無理のない部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

ア 活動時間の上限の遵守

○1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり。(練習試合や大会等の当日を除く)

1日当たり		週計
平日	休日	
2時間	3時間	11時間

○校長及び部顧問は、上限の範囲内で可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間(準備、片付け、休憩時間、移動時間を含まない)を設定する。

○休日に練習試合や大会等への参加により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振り替える。また、祝日が含まれる週や平日の大会等への参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。

○校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

○時期毎の下校時刻は次のとおり。平日の活動曜日は火・水・金曜日、最大90分の活動時間とする。

令和7年度 秀峰筑波義務教育学校 下校時刻

月	活動終了時刻	完全下校時刻	月	活動終了時刻	完全下校時刻
4	17:15	17:30	10	16:30	16:45
5			11	16:15	16:30
6			12	16:05	16:20
7			1	16:15	16:30
8	16:15	16:30	2	16:30	16:45
				16:45	17:00
9	17:15	17:30	3	17:00	17:15
	16:45	17:00(新人戦後)		17:15	17:30

※水曜日は部活動の活動日だが、5時間日課のため、上記のとおりではない。

※水曜日の完全下校時刻については、毎月スクリーン配信される下校時刻表を参照すること。

イ 始業前の活動（朝練）の禁止

○校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、学校生活に支障を来すことがないようにするため、始業前の活動（朝練）は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。

ウ 休養日の設定

○次のとおり、週当たり3日以上休養日を設けることを基本とする。

※つくば市では、令和4年11月から学期中の平日は月曜日・木曜日を休養日と設定している。

平日	休日（土・日）	週計
2日以上	1日以上	3日以上

加えて、定期テスト（中間テスト・期末テスト）前3日以上は休養日とする。

○校長及び部顧問は、大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、原則として別の休日に休養日を振り替える。ただし、公式大会（中体連主催大会）等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、校長の判断により、平日に休養日を振り替えることも可とする。振り替えの設定時期については、連続で活動した直近の休日であることが望ましいが、公式大会等の期間中などの場合、大会終了後に振り替えることも可とする。

○祝日や振替休業日等を含む3連休の場合、校長及び部顧問は、最低1日を休養日とし、週の上限時間内で調整する。

○校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり週3日以上休養日を設定することを基本とする。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。原則として、夏季休業中は8月13日から16日までの4日間と、冬季休業中は12月29日から1月4日までの7日間を休養日とする。また、夏季休業中の活動日は20日以内とする。ただし、関東大会・全国大会等に出場する場合には、校長の指導の下、適切に行うものとする。

※各長期休業期間における閉庁日は休養日とする。

（2） 学校単位で参加する大会等の見直し

○校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について精選する。参加する大会数は、総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月当たり1大会程度とする。

○部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

（文化部におけるコンクールや作品展等についても同様）

3 適切な運営のための体制整備

（1） 生徒による主体的な企画・運営の導入

○校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。

○校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

（2） 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

○運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定するこ

とが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導にあたる。

○文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導にあたる。

イ 熱中症の防止

○校長は、部活動における生徒の熱中症事故防止の安全確保を徹底するために、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。気象庁の高温注意情報が発せられた場合及び環境省熱中症予防サイトの暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋内外の活動を原則として行わない。

○校長は、高温多湿時において、学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、練習の中止等、柔軟な対応を行う。やむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の所得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への輸送等、適切な対応を徹底する。

○校長及び部顧問は、本運営方針等を踏まえ、保護者との連携を図り、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。

ウ 事故、体罰、ハラスメントの防止

○生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

○部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

○本活動方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページに掲載し公表する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

○生徒のニーズを踏まえ、学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員や外部コーチ等の積極的な活用を図るものとする。

○活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

ア 部活動数の精選

○校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保や指導内容の充実と部活動指導業務の適正化を図る観点から、部活動数を精選する。

○部活動の削減については、原則として、新入生が加入した時点で、運動部は各競技の団体登録人数（下表参照）に満たない場合、文化部は6人未満の場合を削減の対象とし、削減の条件にあてはまる状況が2年以上続いた場合は、翌年度の廃部を検討していく。

(参照「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について」令和3年3月)

＜各競技の団体戦規定数＞ ※（ ）内人数は出場可能定数

野球部	9名	サッカー部	11名（7名）
バスケットボール部	5名	バレーボール部	6名
ソフトテニス部	6名（4名）	卓球部	6名（4名）
剣道部	5名（3名）		

なお、近隣中学校（市内・市外）との合同チームや拠点校チームでの活動が可能な場合には、この限りではない。

イ 複数顧問体制の構築と部活動指導員及び外部指導者の活用

○校長は、複数顧問体制の構築と部活動指導員及び外部指導者の積極的な活用により、指導時間を分担して指導にあたることや生徒がより専門的な技術指導等を受けることができるよう環境整備に努める。

○部活動指導員及び外部指導者は、学校教育及び適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うことや生徒の人格を傷つける言動、体罰はいかなる場合も許されないこと、服務を遵守すること等に関し、理解した上で指導にあたる。校長は、必要に応じて面談や助言等を行う。

○部活動指導員は学校単位で希望する部活動を確認し、つくば市教育委員会が任用・配置されるものである。

- ・部活動指導員は、単独で引率責任者となり得る。その際、特に生徒指導面において、顧問との十分な事前打ち合わせや保護者の理解を得ているものとする。

○外部指導者の申請については、保護者会の総意をもって申請を承認する。

- ・決定した後は、部活動顧問を通して申請書を学校に提出する。
- ・学校は保護者会の申請を受け、外部指導者との面談を実施し、採用の可否を決定する。
- ・面談を行うのは学校長または副校長、教頭の管理職及び部活動主任、部顧問とする。

＜面談の内容＞

- ①外部指導者の話（動機、目指すチーム作り、指導方法等）
 - ②顧問の話（外部指導者の必要性について）
 - ③部活動主任の話（本校の部活動経営方針の説明について）
 - ④管理職の話（暴力・暴言等の禁止等の説明含む）
- ・外部指導者が学校の活動方針に違反した場合、もしくは、生徒・保護者より外部指導者に関する苦情があった場合の処置は以下のようにする。
 - ①顧問が外部指導者に直接聴き取りを行ったり、生徒・保護者より情報を収集したりする。その結果は管理職に報告する。また、状況に応じて、顧問、管理職より外部指導者に直接注意・指導を行う。
 - ②注意をした後も改善が見られない場合は、学校長判断により部活動や大会等への帯同禁止や解雇等の措置をとる。

6 文化部の活動

○本方針に準じた取り扱いとする。

7 備考

○本部活動方針は、茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）（令和4年12月）及びつくば市部活動の運営方針〔改訂版〕（令和5年4月）に則り策定するものである。